

<p>商品名</p>	<p>としん無担保住宅ローン</p>										
<p>ご利用いただける方</p>	<p>(A) 無担保住宅ローン 以下の条件をすべて満たす方。 ・ 申込時年齢が満20歳以上70歳未満の方で、最終返済時の年齢が80歳以下となる方。 ・ 安定継続した収入がある方 ・ 当金庫の営業地区内に居住または勤務しておられる方 ・ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者である方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <hr/> <p>(B) リピートプラン(無担保住宅ローン) ・ 上記(A)無担保住宅ローンの条件以外に、下記①・②のいずれかの条件を満たす方 ①インターネット(パソコン・スマートフォン等)からお申込みの方 ②申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方</p> <table border="1" data-bbox="359 683 1444 1079"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付の個人向けローン(マイカーローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する方。 ・ 借入日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・ 完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。</td> <td>次のいずれかに該当する。 ・ ご契約中。 ・ リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規にご契約。</td> </tr> </tbody> </table>			対象ローン	条件	a	当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付の個人向けローン(マイカーローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)	利用状況が次のいずれかに該当する方。 ・ 借入日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・ 完済して3年以内	b	当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。	次のいずれかに該当する。 ・ ご契約中。 ・ リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規にご契約。
	対象ローン	条件									
a	当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付の個人向けローン(マイカーローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)	利用状況が次のいずれかに該当する方。 ・ 借入日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・ 完済して3年以内									
b	当金庫でご契約の(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。	次のいずれかに該当する。 ・ ご契約中。 ・ リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規にご契約。									
<p>お使いみち</p>	<p>・ 申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、①と合わせた申込みで100万円以内) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外となります ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ③申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【申込時点における対象となる物件の条件】 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除きます ・ 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・ 本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・ 資金用途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権</p>										

	<p><空き家解体費用を取り扱う場合の特例></p> <p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用を含む）</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人またはその親族が所有する建物であること ・ 事業専用で使用していた建物ではないこと 												
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1, 500万円以内（1万円単位） <p>※<空き家解体費用を取り扱う場合の特例> 500万円</p>												
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以上20年以内（元金返済の据置期間は6ヵ月以内、ただし、お使いみちが借換え資金の場合は元金返済据置できません。） 												
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ 優遇利率での取り扱いもございますので詳細は窓口までお問合せください。 												
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済 <p>※ご利用額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可。</p>												
お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事契約先へお振込みさせていただきます。 <p>ただし、支払済資金は除きます。なお、お振込み手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。</p>												
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として必要ありません。 												
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金												
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料はご融資利率に含まれています。 												
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の団体信用生命保険に任意で加入できます。ただし、ご融資金額が1,000万円を超える場合は、団体信用生命保険に加入していただきます（保険料は、金利に含まれています）。また、団体信用生命保険に加入できなかった場合でも、法定相続人1名を連帯保証人としていただければ、お取り扱いが可能となります。 ・ 「SBI生命保険株式会社団体信用生命保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。 												
必要書類	<p>①ご本人確認資料【原則 運転免許証等】</p> <p>②所得確認書類【公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控等】</p> <p>※ただし、借入金額100万円以下の場合、またはリピートプランで①に該当の場合は、不要となります。</p> <p>③対象物件に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お使いみちごとに定める対象物件の全部事項証明書（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの） <table border="1" data-bbox="368 1413 1270 1709"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>徴求対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入するすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>借換え資金</td> <td>借換え対象となるすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>空き家解体費用</td> <td>空き家解体の対象となる建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したのも可とします。</p> <p>※隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物とします。</p> <p>※新築マンションの場合は不要です</p> <p>※<空き家解体費用を取り扱う場合の特例>のお使いみち②の場合は不要です。</p> <p>④お使いみちに応じた資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約書（不動産購入の場合は必須）、見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等、お使いみちが確認できる資料 <p>※支払済資金の場合は、領収書、通帳等（借換が含まれる場合）</p> <p>住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用口座通帳</p>	資金用途	徴求対象物件	不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物	空き家解体費用	空き家解体の対象となる建物
資金用途	徴求対象物件												
不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物												
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地												
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物												
借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物												
空き家解体費用	空き家解体の対象となる建物												

手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の実行時には手数料は不要です。 ・全額繰上償還、一部繰上償還 11,000円（消費税含む）
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部（9時～17時、電話：0763-22-2200）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地（一部地域を除く）のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン減税等の関係で、ご希望により連帯債務で本ローンを取り扱うことも可能です。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・また、現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。